

令和3年度（第4回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和3年7月9日（金）

第4回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和3年7月9日(金) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

議案第25号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第26号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第27号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書について

議案第30号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書について

出席委員

1番 尾鷲壽夫	2番 小山喜行	3番 坂本渡	4番 芝崎憲年
6番 谷本昌平	7番 角是明	8番 中筋雄四郎	9番 中村省一
10番 西謙讓	11番 東地寧司	13番 増本昌弘	14番 山下敏文
15番 宇井良子	16番 地當久男	17番 杉本百男	19番 堤和之
20番 深美剛一	21番 山崎啓司	22番 山田定男	

欠席委員

5番 柴田明夫 18番 鈴木利朗

出席職員

事務局1名 濱地

議長	<p>(西会長 挨拶)</p> <p>それでは、時間が参りました。まだ1名見えておりませんが始めたいと思います。</p> <p>皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ、また鬱陶しい天気の中、定例会にお越しいただき誠にありがとうございます。前回、前々回と半数による開催となりましたが、今回より元に戻る形となりました。</p> <p>それでは、只今から第4回の定例会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席届の出ている方は、5番 柴田委員、18番 鈴木委員です。</p> <p>それから署名委員には、13番 増本委員、14番 山下委員、お二方を指名いたしますので、どうかよろしく願いいたします。</p> <p>本日審議いただく案件は4案件です。それから協議事項が2件ありますので合計6個でありますので、ご協力をよろしく願います。</p> <p>それでは、議案審議の方に早速入りたいと思います。</p> <p>議案第25号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について(別紙資料添付)を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これは私の担当地区ですので、私から現地調査報告をいたします。</p>
議長	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
小山委員	<p>はい、2番 小山です。</p>
議長	<p>はい、2番 小山委員。</p>
小山委員	<p>田んぼを借りて作ってくれるのは結構ですが、この申請書について、始期や終期の日付の記入が無いようです。これは良くないのではないのでしょうか。</p>

事務局	<p>これは一応許可日から5年間ということで受付していますが、確認したところ既に耕作が開始されているために空欄にしているとの事でした。</p>
小山委員	<p>開始日については、判断材料になる事もあると思いますので記入してもらおうようお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり今後は記入いただくよう注意します。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>他にご質問はございませんか。</p>
中筋委員	<p>8番 中筋です。</p>
議長	<p>はい、8番 中筋委員。</p>
中筋委員	<p>質問ではないんですが、申請書に記入されている面積について、変な位置に小数点が打たれているようです。</p>
事務局	<p>実際の面積は、先ほど説明させていただいたとおりです。登記上の面積にはこの小数点が無い数値となっています。</p>
議長	<p>申請書の小数点は無いものとして見てくださいということです。すいませんでした。</p>
議長	<p>はい、他にございませんか。</p> <p>事務局は、申請書類について記入不備や間違いなどないか、よく確認するようにお願いします。</p>
議長	<p>はい、無ければお諮りをいたします。</p> <p>議案第25号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第25号は原案通り承認可</p>

	決されました。
議長	続きまして、議案第26号 申本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について（別紙資料添付）を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	（議案書に従い説明）
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、これも私の担当になりますので私の方から現地調査報告をいたします。
議長	（現地調査報告）
議長	それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
小山委員	2番。
議長	はい、2番 小山委員。
小山委員	貸す方も借りる方も〇〇姓ですが、親戚関係はありますか。
議長	説明いたします。この〇〇〇〇という方は、もともと〇〇の出身であります。そしてこの〇〇〇〇氏とは遠い親戚になります。
議長	他に何かございませんか。
議長	はい、無ければお諮りをいたします。 議案第26号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 （異議無しの声）
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第26号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第27号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

	てを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告をよろしく願いいたします。
堤委員	はい、19番 堤です。
議長	はい、19番 堤委員。
堤委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、何か質疑のある方ございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第27号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第27号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。
堤委員	はい、19番 堤です。

議長	はい、19番 堤委員。
堤委員	(現地調査報告) はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
議長	はい、4番。 はい、4番 芝崎委員。
芝崎委員	これは、先ほどの第27号で審議した案件と関係性はあるのでしょうか。
議長	はい、19番 堤です。
芝崎委員	19番 堤委員。
堤委員	これは買受人が同じで、2条申請の分と持ち主も同じです。買う人がロケットの打ち上げの見学地として緑地にするとか、そういう事を〇〇の〇〇の人達と話をしているみたいです。
議長	
堤委員	芝崎委員、よろしいですか。 それでは、他に何か質疑のある方はございませんか。
議長	はい、無ければお諮りをいたします。 議案第28号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声が上がらず)
議長	今日は、皆さん元気がないようですね。それでは…
谷本委員	すいません。
議長	はい、6番 谷本委員。何でしょうか、質問ですか。

谷本委員	質問です。
議長	それでは、再度質疑を受けます。
谷本委員	申請内容について、この土地に芝をはって多目的広場にするという、これは有効なのかなという疑問があるんですがどうなんでしょうか。地元の方ではなく〇〇〇の方なんですが、こういうのはありなのかなと思います。農業委員会としてどう受ければ良いのかという、ちょっとクエスチョンがついたので、そういう事例もありますよという何か事例があれば事務局から説明願いたいと思います。
議長	使用目的の「多目的広場」という部分に疑問があるという事ですか。
谷本委員	それもありますし、農地登録されている土地に芝生をはるというのは、どういう風に理解したら良いのかなと、僕も分からないので。そういうのもいけますよという事例なんかがあれば何も問題ないとは思いますが、何かちょっと引っかかる部分がありましたので質問させていただきました。
議長	事務局、そういった何か事例等がありますか。
事務局	はい。谷本委員がおっしゃるように農地転用については、芝生敷きにするだけでは転用に当たらないとなっています。申請受付の際に芝生にするだけでは農地の転用にならないことを説明させていただきました。その上で、何に使うかを計画として挙げてくださいという事で、資料の15ページに転用理由の詳細がありますが、直近の事業としては、このロケットの打ち上げ時の見学用地としての利用です。周囲の木の伐採も必要になりますが、この辺りの土地が、〇〇地区にあるロケット射場が真正面に見える所に位置しているようです。その一回だけの計画であれば一時転用という方法もありますよという話もさせていただきました。最初は、観光バスを入れるという計画になっていましたが、進入路の入り口が幅1.5メートルくらいしか無く、軽自動車でギリギリ入れる状態です。非現実的な計画では許可できませんという事で申請を持ってきては内容を確認して修正してもらおうというやり取りを何度か行いました。最終的には、ロケット発射時に芝生に人を集めて見学してもらおう。その後は、他のイベント等の開催地として利用していき、ゆくゆくは進入路を拡張して大型車も入ることが出来る状態にしていきたいという計画内容となっています。現段階では、

	<p>この農地2筆分を広場にするというだけの計画ですが、その後の計画も考えていますよという事で申請を受けさせていただいています。</p>
谷本委員	<p>今の話で木を切る伐採というのがありましたが、国立公園内の問題とかそういうのには抵触しないんですか。</p>
事務局	<p>確認したところギリギリで国立公園には該当していないようでした。ただ、漁業者の方からは、下に網等がありますので開発して欲しくないという声も出ているようなので開発するにあたっては、漁業者や区長さん等への説明が必要ですよという話をさせていただいています。申請者本人ではありませんが、7月7日の現地調査に立ち会いしていただいた方たちには十分説明しています。</p>
谷本委員	<p>分かりました。しかし、難しいですね。</p>
議長	<p>これもまた観察が必要ありそうですね。</p>
事務局	<p>ロケットの事業が終わったらそのまま放置される心配もありましたので、その後の利用についてロケット見学場で終わりではダメですよという話は重々しています。</p>
議長	<p>他に今の意見について何かございませんか。</p>
谷本委員	<p>現況としてはもう竹林ということですか。</p>
事務局	<p>申請の2筆についてはカヤが茂っている程度です。</p>
堤委員	<p>19番 堤です。</p>
議長	<p>はい、19番 堤委員。</p>
堤委員	<p>ここは、前に2条で不許可が出ているとおり草とかカヤが生えているレベルです。それを刈り取って開墾すれば畑に戻るということで申請を却下したんですが、その時から草がちょっと伸びている、成長しているぐらいで、そんなに原野化はしていません。2条で認められないから今度は5条で広場にするという内容で農地でなくしてしまう事が可能であれば、他</p>

<p>谷本委員</p>	<p>の所でも同じ内容を申請すれば農地を転用できるようになるんじゃないかなという、ちょっと懸念があります。</p> <p>こういう案件が増えてくるのではないのでしょうか。本当にいいのかなと思いますね。</p>
<p>堤委員</p>	<p>私もちょっと分からないんですが、所有者の方に委員が個人的に口出しする訳にはいかないし、だから今回この5条申請を出した場合の農業委員としての対応について、また農業委員会としてどういう風に対応したら良いのか、私も別に出来て欲しくないという考えですので、ちょっと内容があまりにもとというか、事務局の説明で、後々の申請した後の対応がきちっとしてくれれば構わないと、許可が出せるとは思いますが、ロケットが終わったらほったらかしという風にされたら元も子もないことになりますんで、それから私と小山さんは担当地区ではありませんので、周辺の事情について少し調査不足な部分はあるかなと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>今の議論の中での意見について、何か考えをお持ちの方はおられませんか。</p>
<p>山下委員</p>	<p>14番の山下です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、14番 山下委員。</p>
<p>山下委員</p>	<p>所有権を移転した後は、芝生にしてこれは農地のまま残るのか、宅地や雑種地になるのか、これはどうなるのかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>5条申請なので、農地ではなくなります。</p>
<p>山下委員</p>	<p>農地でなく宅地になるということか、それとも雑種地になるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>地目を何にするかについては、基本的に買った人の判断になるかと思えます。芝生にして雑種地にするのかは分かりませんが、田や畑ではなく他のものに変更することになると思えます。16ページに公図がありますが、この2筆より奥にある土地、図の上の方に向かって土地を購入していつているようです。実際に購入した土地と今回の2筆の農地を含めた周辺の土地を買い取ってどんどん広げていくという計画のようです。ですので許可</p>

議長	<p>された後に地目が田や畑のまま残るということはないと思います。</p> <p>これは土地を購入して、さっきの説明にあったように芝生敷きにしてそのまま置いて事業をしなかった場合は、何かペナルティとかはあるのか。何もしなかった場合にですね。</p>
事務局	<p>何もしないのは計画が実施されないということですので許可できませんが、芝生敷きにして、そこで実際に人を集めてイベント等の開催をしていく場合はそこまで厳しくありません。</p>
議長	<p>芝生にした状態でそこを活用することが条件だということですね。他にないでしょうか。関連した事や別の質問でも構いません。</p>
議長	<p>はい、無ければお諮りをいたします。</p> <p>議案第28号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声が上がらず)</p>
議長	<p>ございませんでしょうか。なかなか今日は皆さん口が重いようですね。</p> <p>これは、さっきの話でもあったように芝生にするだけでは転用に当たらないと、ただそこでロケットの見学場やイベント広場の事業をするのであれば許可はできるということです。皆さん、どうでしょうか。計画の内容も微妙なところがありますんで判断に迷うと思いますが、いかがでしょうか。それから事務局からしたら目的があつての申請ということで受けたということでいいでしょうか。</p>
事務局	<p>難しいところですが、個人的には計画として固まっていないという印象はありますので委員さん方が判断に迷われているというのはすごく分かります。何度かやり取りする内に話の中で最終的にこういう風にしたいというプランがあるということでしたので、先ほど16ページの公図を見てもらいながら説明しました農地以外の部分も全部含めた一体計画を出してもらえませんかというお話もさせていただきました。急いでいるという申請者側の事情もありまして、今回、最初に手をつけられるこの2筆をどうにかしたいという感じです。そういう内容ですので計画の妥当性や実現性を判断していただくのはかなり難しいと思います。将来的な計画がある中でこの2筆の農地転用をどのように扱うかというところです。</p>

議長	これは難しいね。
谷本委員	はい。
議長	はい、6番 谷本委員。
谷本委員	この申請が通れば、あとはなし崩し的に開発が進んでいくということになるんでしょうね。
事務局	この2筆の奥の土地は山林化しているような状態です。以前に第2条でその内の1筆について非農地証明を出しています。それも含めて山林となっている土地を買っているようですので、この申請地をきっかけに開発を進めていくという風には考えられると思います。
議長	これはもっと確定的な計画でもあったらいいけれど。
谷本委員	そういうのがあればいいんですけど、この場で自分たちの口が重いのはやっぱりそこなんですよね。どうもこの2筆を認めたらこの周辺全部やられるんじゃないかという、そうなった時に〇〇区とかが農業委員会が認めたからとかいう、結局自分たちの責任になってくるみたいな感じで、開発についてはもっと地元とか役場の意見も聞いてから、自分らでは判断することが困難だと思います。
議長	返事ができないというのは、それだけ確たるものがないからという事だと思います。だから皆さんも判断に困っているということです。この申請内容だけでは、ちょっと厳しい所もありますね。そういう所も含めて皆さんどうでしょうか。
芝崎委員	はい。
議長	はい、4番 芝崎委員。
芝崎委員	先ほど事務局から漁業者との関係の話が出ていましたが、漁業者との最終的な詰めの話は出来ているのか。

事務局	<p>まだだと思います。あそこで何かしようとしているぞという話が〇〇地区でも広がっているようで、その中で漁業者の方からあまり開発しないで貰いたいという声は聞いているという事です。</p>
芝崎委員	<p>この申請地は、高台になると思うけれど、そこから海までだと斜面で距離的にはだいぶありそうな場所と違うのかな。</p>
事務局	<p>この農地からの距離は結構あると思います。見晴らしを良くするために奥にある山林の伐採等をした場合、漁業にどういった影響が出るかはちょっと分からないところです。</p>
芝崎委員	<p>漁業者が心配しているのは、整地とかが雑で泥水が海に流れ込むとかそういうことも可能性としてあるからね。</p>
議長	<p>魚付き林とかそういうのもあるみたいですね。</p>
山崎委員	<p>ちょっとよろしいですか。</p>
議長	<p>はい、21番 山崎委員。</p>
山崎委員	<p>この土地なんです、ここは全部芝生にしてしまうということですか。</p>
事務局	<p>この2筆についてはそうです。</p>
山崎委員	<p>そうですよね。芝生にしてそういうイベントとか何かロケット打ち上げの見学とかありますが、その芝生がどういう芝なのか、普通ゴルフ場とかの除草剤の効かない芝とかで、その水の流れる先で土地の低い所に調整池を作ることがゴルフ場の開発の条件になっていたりするんです。心配するのが、敷いた芝が除草剤の効かない芝で草は枯れるけど芝は大丈夫だという、そういう芝で池も無いのなら雨水とかが流れ込んで行くことになりま。その下で漁をしている漁業者が心配するのは当たり前だと思います。結局、毒なんですよ。そういうのも考える必要があると思います。どういう芝を植えるのか、除草剤は使うのかとかそういう部分も含めて漁業者との協議が必要だと思います。その理解がない状態では、みんな納得しないのではないのでしょうか。</p>

議長	<p>そうですね。少し農業委員会の審議の範疇から外れてしまっていていっているようですので、話を戻したいと思います。第28号の申請内容について、改めまして皆さんどうでしょうか。異議なしの声が上がらないということは、異議があるんだと判断させていただきます。この2筆の申請地について、もっとハッキリした計画を出してもらおうという形で、今回は却下というような方向でどうでしょうか。そうしないと前に進んで行くことが出来ないように思います。どうですか、それからさっき出た漁業者や芝生の話なんかも確認するようにしたら良いのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。ご異議ある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>それでは、この議案第28号について今回は却下ということで決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>そういうことで今回の第28号議案、これは計画の妥当性が見えないというようなところで却下という事にいたします。それでは、次に移りたいと思います。</p> <p>続いては、協議事項でございます。議案第29号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告の方をよろしくお願いたします。</p>
谷本委員	<p>はい、6番 谷本です。</p>
議長	<p>はい、6番 谷本委員。</p>
谷本委員	<p>(現地調査報告)</p>

議長	はい、ありがとうございました。審議というか協議にはなりますが、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
中村委員	はい、9番。
議長	9番 中村委員。
中村委員	地目だけの話なんですけど、現況は田ではないですよ。
議長	地目ではなく現況ですか。
谷本委員	田んぼや畑ではなく駐車場みたいな広場になっています。昔は耕作をしていたんでしょうけれど。
議長	畑ではないということです。
中村委員	それだったら地目を全部変えてしまえばいいんじゃないのか。
事務局	今回は、〇〇〇〇さんが必要としている部分が4㎡だけであり、また持ち主の方が変わることもありませんので全体の地目変更とは違う話なのかなと思います。
中村委員	地目と現況が違うのは構わないのか。
事務局	地目について、登記上は田となっているという事です。
中村委員	地目が田や畑でも実際は木が生えて山林みたいになっているとか、そういう土地が増えてきているんですよ。
議長	今回は、この土地の内4㎡の部分についての協議でありますので、中村委員の言うような問題もありますが、この場でその話は協議事項に直接関係がありませんので、土地の現況が農地でないから認めないという話にはなりませんので。
事務局	中村委員の意見については、2条の非農地判断に関連するものだと思います。

中村委員	<p>ます。確かに課題ではありますが、今回の協議とはまた別のお話なのかなと思います。</p> <p>この土地は、国道が今のルートになった時からずっとこの状態です。国道が出来た当時から田のままで、今も地目は田のままですよ。こういう土地が増えてくると農業委員会は何をしているんだという話になっていくということです。</p>
議長	<p>農業委員会としては、申請が出てきたら調査して審議するという流れになっています。何の管理もせずに荒廃してしまった農地の、その地目を変えてないのが農業委員会に責任があるとは思いませんし、それを言うこと自体おかしいと思います。</p>
中村委員	<p>かなり前から農地として利用されていない土地なんで、地目はもう変更されていると思っていました。過去には材木置き場みたいな利用もしていましたしね。</p>
議長	<p>現実として登記上は田でありますから、今回はこの内容で協議したいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それから、途中ですが宇井委員が私用のため退席されます。この後で用事があるということです。</p> <p>(宇井委員 退席)</p>
議長	<p>はい、それでは他に何かございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第29号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第29号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きましても協議事項でございます。議案第30号 認定電気通信事業者</p>

	の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告の方をよろしく願いいたします。
中筋委員	はい、8番 中筋です。
議長	はい、8番 中筋委員。
中筋委員	(現地調査報告)
議長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、建築物につきましては、電柱を1本建てるということです。直径30～40cmで高さが大体15～6mの電柱となっています。
中筋委員	分かりました。
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第30号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第30号は原案通り承認可決されました。 以上をもって本日の議案審議、協議事項は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、またご協力ありがとうございました。

議長	<p>それでは、その他について何か意見などございませんか。</p> <p>(檜野地区の農業委員の擁立について) (規模縮小での開催に係る欠席者の扱いについて)</p> <p>それでは本日の定例会を終了します。ありがとうございました。</p> <p>午後 2 時 4 5 分 定例会終了</p>
----	--